

マージン率及び 同一労働同一賃金等の公開資料

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について公開します。

1. 派遣労働者の実績及びマージン率等

※令和5年3月末日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	A:派遣労働者の料金 (1日8時間あたりの平均)	B:派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (A-B)÷A
142名	49件	15,157円	11,531円	23.9%

▶ マージン率とは

派遣先よりサンワアルティス株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

▶ マージン率に含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金 (※派遣先企業への請求はできません)
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・労務管理費等)
	教育訓練費	派遣スタッフの教育訓練に関わる費用
	会社運営費	営業社員の人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費用・通信費等
営業利益		派遣労働者の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

▶ キャリアコンサルティングの相談窓口

常務取締役 内田 肇

TEL) 0968-38-7737

※要予約制

(月～金：9時00分～17時00分とさせていただきます。)

▶ 訓練内容

- ・新規採用者訓練
- ・ビジネスマナー研修
- ・各種動画研修（技術派遣研修/事務派遣研修/製造派遣研修）

3. その他事項

▶ 派遣労働者の待遇に関わる労使協定の締結をしているか否かの別

労使協定を締結している

協定有効期間) 2024 年 3 月 31 日

協定労働者の範囲)

製造技術者、一般事務、会計事務、生産関連事務、事務用機器操作の職業、商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、生産設備（金属）、生産設備（金属を除く）、生産、設備（機械）、金属材料製造等、製品製造・加工処理、機械組立の職業、機械設備・修理の職業、製品検査（金属）、製品検査（金属を除く）、機械検査の職業、生産関連・生産類似、その他の輸送の職業、定置・建設機械の運転、運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他の運搬等の職業に従事する従業員等

▶ ハラスメントの相談窓口

TEL) 0968-38-7737

- ・秘密は厳守します。匿名の相談もできますので安心してご利用ください。

(月～金：9時00分～17時00分とさせていただきます。)

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

サンワアルティス株式会社（以下「甲」という。）と労働者の過半数を代表する者 清水 孝昭（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、扶養手当、住宅手当、職務・技術手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象従業員の基本給及び手当（第 2 条に掲げる賃金のうち、基本給、本条（三）及び（四）の手当を除く。以下同じ。）の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 2 に、対象従業員が勤務する派遣先事業所所在地に対応する別表 3 の地域指数を乗じたものとする。但し、地域調整の結果、派遣先事業所の所在する各県の特定（産業別）最低賃金を下回る場合は、地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0 年）とした上で、当該額に能力・経験指数を乗じた別表 2 の項目 26 から項目 39 を満たすものとする。

- （一）対象従業員の従事する職種と比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」

等について」(以下「通達」という。)の別添2に定める職種との対応関係は別表1のとおりとする。

- (二) 地域調整については、就業地が熊本県、佐賀県、福岡県の派遣先で派遣就業を行うことから、通達別添3に定める熊本、佐賀、福岡の指数を使用するものとする。ただし、熊本県、佐賀県は複数の市区町村の派遣先において就業を行うことから、都道府県別の指数を使用し、福岡県は主に久留米市内、大牟田市内、八女市内、朝倉市内の派遣先において就業を行うことから、ハローワーク久留米計、大牟田計、八女計、朝倉計の指数を使用するものとする。
- (三) 時間外労働手当、深夜・休日手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、本協定第5条のとおりとする。
- (四) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、本協定第6条のとおりとする。
- (五) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3号の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表2に定める職業安定業務統計の職業分類ごとの一般基本給・賞与等の額に5%乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。

第4条 対象従業員の基本給及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- (一) 対象従業員の基本給及び手当については、別表2下段の賃金表に対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表3の指数を乗じたものと同等以上であること。
- (二) 別表4の各等級の職務と別表2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

上級ランク：5年目相当

中級ランク：3年目相当

初級ランク：0年目相当

- 2 甲は、本協定第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、

能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日手当は、賃金規程（派遣社員用）第 15 及び第 17 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、通勤手当の算出方法は、賃金規程（派遣社員用）第 21 条に従って月額 25,000 円（時給換算額 156 円）までの範囲において支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 7 条 基本給の決定は、1 年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員賃金規程（派遣社員用）第 20 条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき本協定第 4 条の第 2 項のとおり決定を行う。

（賃金以外の待遇）

第 8 条 会社は、派遣社員が教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、就業規則第 20 条から第 24 条まで及び第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

（教育訓練）

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「サンワアルティス教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

（その他）

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

協定成立年月日 2023 年 7 月20日

協定の当事者である労働者の過半数を代表する者

(労働者の過半数を代表する者の選出方法：立候補による信任)

使 用 者 職 名 代表取締役

氏 名 山下 義隆



労働者代表 職 名 一般職員

氏 名 清水 孝昭



【別表１】対象従業員の従事する職種と比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種（１／２）

対象労働者の職業名	比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種 (通達の別添 2)	
	職業分類番号	職種名
製造技術者	08	製造技術者
一般事務	25	一般事務員
預金窓口業務	26	会計事務員
生産関連事務員	27	生産関連事務員
事務用機器操作 (ソフト設計)	31	事務用機器操作の職業
販売員・レジ業務	32	商品販売の職業
調理補助員	39	飲食物調理の職業
接客・給仕	40	接客・給仕の職業
装置オペレーター（金属 製品）	49	生産設備（金属）
装置オペレーター（金属 製品を除く）	50	生産設備（金属を除く）
装置オペレーター（機械・ 器具）	51	生産設備（機械）
プレス工、溶接工	52	金属材料製造等
食品の製造・加工 製品の製造	54	製品製造・加工処理
産業用機械組立	57	機械組立の職業
設備保守・保全	60	機械設備・修理の職業
製品検査（金属）	61	製品検査（金属）
製品検査（金属を除く）	62	製品検査（金属を除く）
産業用機械の部品受入検 査・出荷検査	63	機械検査の職業
CAD オペレーター 設計補助	64	生産関連・生産類似
フォークリフト運転作業 員	68	その他の輸送の職業

【別表1】対象従業員の従事する職種と比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種（2/2）

対象労働者の職業名	比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種 (通達の別添2)	
	職業分類番号	職種名
クレーン運転・玉掛作業員	69	定置・建設機械の運転
倉庫作業員 配達員	75	運搬の職業
病院の清掃	76	清掃の職業
梱包作業	77	包装の職業
仕分け・配膳・ピッキング	78	その他の運搬等の職業

【別表 2】 職業安定業務統計調査を基準値とした一般基本給・賞与等の額

通			基準値及び基準値に能力・経験 指数を乗じた値		
			0 年	3 年	5 年
1	製造技術者（08）	通達で定める職業安定業務統計	1,252 円	1,616 円	1,729 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,315 円	1,697 円	1,816 円
2	一般事務員（25）	通達で定める職業安定業務統計	1,058 円	1,366 円	1,461 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,111 円	1,435 円	1,535 円
3	会計事務員（26）	通達で定める職業安定業務統計	1,172 円	1,513 円	1,619 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,231 円	1,589 円	1,700 円
4	生産関連事務員（27）	通達で定める職業安定業務統計	1,130 円	1,459 円	1,561 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,187 円	1,532 円	1,640 円
5	事務用機器操作の職業（31）	通達で定める職業安定業務統計	1,083 円	1,398 円	1,496 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,138 円	1,468 円	1,571 円
6	商品販売の職業（32）	通達で定める職業安定業務統計	1,124 円	1,451 円	1,552 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,181 円	1,524 円	1,630 円
7	飲食物調理の職業（39）	通達で定める職業安定業務統計	1,161 円	1,499 円	1,603 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,220 円	1,574 円	1,684 円
8	接客・給仕の職業（40）	通達で定める職業安定業務統計	1,212 円	1,565 円	1,674 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,273 円	1,644 円	1,758 円
9	生産設備（金属）（49）	通達で定める職業安定業務統計	1,091 円	1,408 円	1,507 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,146 円	1,479 円	1,583 円
10	生産設備（金属を除く）（50）	通達で定める職業安定業務統計	1,080 円	1,394 円	1,491 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,134 円	1,464 円	1,566 円
11	生産設備（機械）（51）	通達で定める職業安定業務統計	1,094 円	1,412 円	1,511 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,149 円	1,483 円	1,587 円
12	金属材料製造等（52）	通達で定める職業安定業務統計	1,113 円	1,437 円	1,537 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,169 円	1,509 円	1,614 円
13	製品製造・加工処理（54）	通達で定める職業安定業務統計	1,046 円	1,350 円	1,445 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,099 円	1,418 円	1,518 円
14	機械組立の職業（57）	通達で定める職業安定業務統計	1,080 円	1,394 円	1,491 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,134 円	1,464 円	1,566 円
15	機械設備・修理の職業（60）	通達で定める職業安定業務統計	1,135 円	1,465 円	1,567 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,192 円	1,539 円	1,646 円
16	製品検査（金属）（61）	通達で定める職業安定業務統計	1,058 円	1,366 円	1,461 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,111 円	1,435 円	1,535 円
17	製品検査（金属除く）（62）	通達で定める職業安定業務統計	1,028 円	1,327 円	1,420 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,080 円	1,394 円	1,491 円
18	機械検査の職業（63）	通達で定める職業安定業務統計	1,087 円	1,403 円	1,501 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,142 円	1,474 円	1,577 円
19	生産関連・生産類似（64）	通達で定める職業安定業務統計	1,156 円	1,492 円	1,596 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,214 円	1,567 円	1,676 円
20	その他の輸送の職業（68）	通達で定める職業安定業務統計	1,137 円	1,468 円	1,570 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,194 円	1,542 円	1,649 円
21	定置・建設機械の運転（69）	通達で定める職業安定業務統計	1,247 円	1,610 円	1,722 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,310 円	1,691 円	1,809 円
22	運搬の職業（75）	通達で定める職業安定業務統計	1,143 円	1,476 円	1,578 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,201 円	1,550 円	1,657 円
23	清掃の職業（76）	通達で定める職業安定業務統計	1,099 円	1,419 円	1,518 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,154 円	1,490 円	1,594 円
24	包装の職業（77）	通達で定める職業安定業務統計	1,001 円	1,292 円	1,382 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,052 円	1,357 円	1,452 円
25	その他の運搬等の職業（78）	通達で定める職業安定業務統計	1,102 円	1,423 円	1,522 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,158 円	1,495 円	1,599 円
26	熊本県最低賃金	地域別最低賃金額を基準値（0年）とした場合	853 円	1,102 円	1,178 円
	退職金（5％）上乗せ後		896 円	1,158 円	1,237 円
27	熊本県電子部品・デバイス・電子回路等	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	896 円	1,157 円	1,238 円
	退職金（5％）上乗せ後		941 円	1,215 円	1,300 円
28	熊本県自動車・同付属品製造等	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	931 円	1,202 円	1,286 円
	退職金（5％）上乗せ後		978 円	1,263 円	1,351 円
29	熊本県百貨店・総合スーパー等	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	855 円	1,104 円	1,181 円
	退職金（5％）上乗せ後		898 円	1,160 円	1,241 円
30	佐賀県最低賃金	地域別最低賃金額を基準値（0年）とした場合	853 円	1,102 円	1,178 円
	退職金（5％）上乗せ後		896 円	1,158 円	1,237 円
31	佐賀県一般機械器具製造業関係	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	929 円	1,200 円	1,283 円
	退職金（5％）上乗せ後		976 円	1,260 円	1,348 円
32	佐賀県電気機械器具製造業関係	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	900 円	1,162 円	1,243 円
	退職金（5％）上乗せ後		945 円	1,221 円	1,306 円
33	佐賀県陶磁器・同関連製品製造業	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	854 円	1,103 円	1,180 円
	退職金（5％）上乗せ後		897 円	1,159 円	1,239 円
34	福岡県最低賃金	地域別最低賃金額を基準値（0年）とした場合	900 円	1,162 円	1,243 円
	退職金（5％）上乗せ後		945 円	1,221 円	1,306 円
35	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	1,010 円	1,304 円	1,395 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,061 円	1,370 円	1,465 円
36	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	977 円	1,262 円	1,350 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,026 円	1,326 円	1,418 円
37	福岡県輸送用機械器具製造業	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	987 円	1,275 円	1,364 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,037 円	1,339 円	1,433 円
38	福岡県自動車（新車）小売業	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	987 円	1,275 円	1,364 円
	退職金（5％）上乗せ後		1,037 円	1,339 円	1,433 円
39	福岡県百貨店、総合スーパー	地域別特定（産業別）最低賃金額を基準値（0年）とした場合	900 円	1,162 円	1,243 円
	退職金（5％）上乗せ後		945 円	1,221 円	1,306 円

※地域調整の結果、の地域別特定（産業別）最低賃金を下回る場合、項目26から項目39のとおり、地域別最低賃金額を基準値（0年）の額とした上で当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出。

【別表 3】都道府県別地域指数

熊本県	
熊本	88.6
佐賀県	
佐賀	87.0
福岡県	
大牟田計	89.7
久留米計	91.2
八女計	86.2
朝倉計	87.8

【別表４】各等級の職務内容

等 級	同種の業種に従事する一般の 労働者の平均的な賃金	職 務 内 容
上級ランク	５年目相当	派遣元における派遣スタッフ管理者・教育責任者レベル
中級ランク	３年目相当	職種に対してベテラン、専門知識などがあるレベル、トラブル対応あり
初級ランク	０年目相当	経験がない、または浅いレベル